

四日市市選管告示第3号

四日市市公職選挙執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年2月15日

四日市市選挙管理委員会

委員長 渡邊 八尋

四日市市公職選挙執行規程の一部を改正する規程

四日市市公職選挙執行規程（平成22年四日市市選管告示第3号）の一部を次のように改正する。

第21号様式（その1）を次のように改める

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

次のとおり選挙運動用自動車を使用するものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙

候補者 _____

運送等契約区分 (該当する方の番号に○をしてください。)		1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	2 左に掲げる場合以外の場合
運送事業者等	氏名又は名称		
	法人の場合は代表者の氏名		
	住 所		
車種及び自動車登録番号	運送等年月日	運送等金額	備考
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	

備考 裏面を参照のこと。

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 2 運送事業者等が四日市市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、四日市市に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。

(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	64,500円
(2) (1) 以外の場合	16,100円
- 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 7 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、四日市市に支払を請求することはできません。

第 2 2 号様式（別紙）（1）自動車の借入れ を次のように改める。

請 求 書（選挙運動用自動車の使用）

四日市市議会議員及び四日市市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日
四日市市長

住 所
氏名又は名称
法人のときは
代表者氏名
電話番号（ ）

1 請求金額	円		
2 内 訳	別紙請求内訳書のとおり		
3 選挙の種類	年 月 日執行 選挙		
4 候補者氏名			
5 振込先	金融機関名	銀行 支店	
	預金種別	普通 当座	口座番号
	ふりがな 口 座 名		

備 考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、四日市市に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

(別紙)

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(1) 自動車の借入れ

使用年月日	借入れ金額 (イ)	基準限度額 (ロ)	請求金額	備考
年 月 日	円	16,100円	円	
年 月 日	円	16,100円	円	
年 月 日	円	16,100円	円	
年 月 日	円	16,100円	円	
年 月 日	円	16,100円	円	
年 月 日	円	16,100円	円	
年 月 日	円	16,100円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

第26号様式を次のように改める。

ビラ作成証明書

次のとおりビラを作成したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙

候補者 _____

ビラ作成業者	氏名又は名称	
	法人の場合は代表者氏名	
	住 所	
作成枚数		枚
作成金額		円
備 考		

備 考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- ビラ作成業者が四日市市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、四日市市に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - 枚数 四日市市議会議員選挙の場合 4,000枚
四日市市長選挙の場合 16,000枚
 - 限度額 7円73銭×確認された作成枚数

第 27 号様式（別紙）を次のように改める。

請 求 書（ビラの作成）

四日市市議会議員及び四日市市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第9条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日
四日市市長

住 所
氏名又は名称
法人のときは
代表者氏名
電話番号（ ） ー

1 請求金額				円
2 内 訳	別紙請求内訳書のとおり			
3 選挙の種類	年 月 日執行			選挙
4 候補者氏名				
5 振込先	金融機関名	銀行		支店
	預金種別	普通 当座	口座番号	
	ふりがな 口座名			

備 考

- 1 この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、四日市市に支払を請求することはできません。
- 3 この請求書には、作成したビラの見本1枚（2種類の場合には各1枚）を添付してください。

(別紙)

請求内訳書（ビラの作成）

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A) × (B) = (C)	単価 (D)	枚数 (E)	金額 (D) × (E) = (F)	単価 (G)	枚数 (H)	金額 (G) × (H) = (I)	
円	枚	円	7円73銭	枚	円	円	枚	円	

備考

- 1 (E) 欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 2 (G) 欄には、(A) 欄と (D) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3 (H) 欄には、(B) 欄と (E) 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

第 3 1 号様式を次のように改める。

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙

候補者 _____

ポスター作成業者	氏名又は名称	
	法人の場合は代表者氏名	
	住 所	
作成枚数		枚
作成金額		円
四日市市の区域におけるポスター掲示場数		箇所

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 ポスター作成業者が四日市市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、四日市市に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数 四日市市の区域内におけるポスター掲示場数に相当する数

(2) 限度額 単価×確認された作成枚数＝限度額

$$\frac{316,250 \text{ 円} + 541.31 \text{ 円} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1 \text{ 円未満の端数は切上げ}$$

第32号様式（別紙）を次のように改める。

請 求 書（ポスターの作成）

四日市市議会議員及び四日市市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第13条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日
四日市市長

住 所
氏名又は名称
法人のときは
代表者氏名
電話番号（ ） —

1 請求金額	円		
2 内 訳	別紙請求内訳書のとおり		
3 選挙の種類	年 月 日執行 選挙		
4 候補者氏名			
5 振込先	金融機関名	銀行 支店	
	預金種別	普通 当座	口座番号
	ふりがな 口 座 名		

備 考

- 1 この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書及びポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、四日市市に支払を請求することはできません。

(別紙)

請求内訳書（ポスターの作成）

ポスター 掲示場数	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A) × (B) = (C)	単価 (D)	枚数 (E)	金額 (D) × (E) = (F)	単価 (G)	枚数 (H)	金額 (G) × (H) = (I)	
箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

1 (D) 欄には、次により算出した額を記載してください。

$$\frac{316,250 \text{ 円} + 541.31 \text{ 円} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価 (D)} \cdots 1 \text{ 円未満の端数は切上げ}$$

2 (E) 欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。

3 (G) 欄には、(A) 欄と (D) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

4 (H) 欄には、(B) 欄と (E) 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四日市市公職選挙執行規程の規定は、この規程の施行の日以後その期日を告示される四日市市議会議員及び四日市市長の選挙から適用し、この規程の施行の日の前日までにその期日を告示された四日市市議会議員及び四日市市長の選挙については、なお従前の例による。

(選挙管理委員会事務局)